

# 2017年11月定例議会 討論

2017年12月22日  
須増 伸子

日本共産党的ます伸子です。

私は、日本共産党県議団を代表し、議案30件のうち2件について、さらに発議1件、陳情5件、請願9件につきまして、委員長報告のとおり決することに反対する立場でその主なものについてその理由を述べます。

まず、議第100号平成28年度岡山県歳入歳出決算の認定についてです。決算は、一つに広域水道事業団に対して、ダム使用権減価償却費3億3100余万円と岡山県広域水道事業団貸付金2億2900余万円についていずれも苦田ダムのあまり水への支出であり本来国にも負担を求めるものと考えます。二つには、大規模工場等立地促進補助金について、8事業所に対し7億1600余万円の単県補助として支出をされています。特に1社には、設備投資の15%の補助率として5年間にわたり毎年5億円を超えて補助するなど優遇も甚だしいものです。その一方で、やはり単県補助制度の心身障害者医療費公費負担制度の負担増を続けていることに象徴されるように、県民の暮らしや医療・福祉には厳しい施策を続けていることなどの理由で反対します。

次に、議第106号岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例について反対します。

国保の都道府県化がいよいよ来年度から進められようとしています。

国民皆保険制度の中で医療のセーフティーネットの役割として歴史的に市町村が国保会計を守ってきたものが平準化されていくことへの危惧もある制度ですが、このたびの県では、標準保険料率計算において、医療費水準 $\alpha = 1$ と各市町村の実態に即していることは評価できます。今後も、県内の医療格差

が大きい中で保険料統一はしないよう要望します。

また、激変緩和措置がとられてもなお、市町村によっては保険料が10%以上上げざるを得ないと議論されている自治体が出ており、保険料の高騰が予想されます。県は、激変緩和措置について、今でも高い国保保険料がこれ以上上がることのないように取り組む必要があります。国の定める激変緩和措置だけにとどまらず、市町村ごとの状況に応じて激変緩和措置を講ずるよう県として仕組みを設けるべきと考えます。

さらに厳しい徴収を市町村に競わす仕組みは、低所得世帯になるほど保険料の負担率が高い国保にとっては矛盾が広がってしまいます。

根本的には、国の財政支援が当初の計画より遠く及ばないために、国保の構造的な問題の解決にはなりません。国庫負担割合をひきあげ、国民皆保険を持続可能にするようもとめるものです。

次に、委員長報告では不採択とされた総務委員会に付託された請願第24号、また文教委員会に付託された請願第25号から請願第32号、については、採択すべきものと考えます。

行きとどいた教育を求め、教育予算増と、35人以下学級の実現、特別支援学校の「設置基準」をつくる等を国に求めることや、さらに、県独自でおこなっている少人数学級をすべての学年で実施すること、さらに私学助成の拡充と給付制奨学金制度の創設、正規の教職員の増員などを県に求める請願は、17577人の署名を添えて提出されました。この団体は20年以上のあいだ毎年たくさんの署名を集め請願活動を続けてこられています。格差と貧困が広がる中、教育に格差を持ち込まないための教育の充実を進めるべきと考えます。また、陳情85号は、障害児教育について、特別支援学校の設置基準を策定を求める事、また県北や岡山市で不足している支援学校の増設をもとめるもので、1563筆の署名とともに提出されました。支援学級のみが設置基準を持

たず希望する児童が入れない事態は早急に改善が求められます。ぜひ採択し国に求めるべきと考えます。

次に陳情 80 号は来年の 6 月施行と言われる住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法についてです。

ここ数年、日本に観光・ビジネスで訪れる外国人が増え、16 年度には 2000 万人を超えました。日本の文化や歴史などの魅力が広がり、訪れる外国人が増えることは歓迎すべきです。また訪日客が何度も訪れてみたいと思うような日本の魅力を広げる取り組みを進めることは必要なことだと思います。

そんな中、住宅やマンションの居室を有料で宿泊サービスを提供する「民泊」を事業として認める「民泊新法」(住宅宿泊事業法) が国会で成立されました。しかし、安全や衛生などの確保を定めた旅館業法の許可がないままの「違法民泊」は、各地で近隣トラブルなどが社会問題になってきました。

今度の「民泊新法」は、届出さえすれば営業を認めるもので、違法民泊を事実上、合法化し野放しにするものとなっています。違法な民泊は、深夜の騒音、ごみ出しルール・マナー違反、マンションのオートロック機能が意味をなさない実態などを引き起こしています。家主不在型民泊もあります。

厚生労働省の民泊実態調査では、調査件数 1 万 5 1 2 7 件中、半数以上の 7 9 9 8 件が所在地を特定できずにいます。また「営業許可」あるいは 2 5 0 5 件で、4 6 2 4 件は無許可でした。大都市では旅館業法の許可を受けている民泊はわずか 1. 8 % にすぎません。緊急に民泊の実態を把握し、その結果に基づいて違法、悪質な業者を厳しく取り締まることのほうが求められているのではないかでしょうか。そして民泊（住宅宿泊事業等）に、旅館業法なみのルールを適用するよう見直すべきと考えます。民泊事業を許可制にすること、住居専用地域やマンションでの営業を原則として禁止すること、またこの度の陳情にあ

るよう、岡山県の地域を支えている既存の観光産業の育成こそ急がれるものであり営業圧迫となる事態はあってはならないと考えこの陳情に賛成します。

次に陳情 84号の政務活動費の使途を明確にすることを求めることについてです。政務活動費について岡山県議会では政務活動費マニュアルに沿って使途基準を明確にするとともに、支出した領収書を公表する改革が進められてきました。より透明性をたかめるためにその支出が政務活動にどう役に立っているのか説明書を添付することは不可欠と考えます。議員が胸を張って県民の負託にこたえ活動していることを証明し説明していくことは、議員自身の責任と考え、この陳情に賛成します。